

防災重点ため池の再選定について

1 経緯

平成30年7月豪雨において、全国で32箇所のため池が決壊し、防災重点ため池ではない、小規模ため池で甚大な被害が生じました。

この災害をうけ、「今後のため池対策の進め方（農林水産省）」が示され、防災重点ため池の見直しが全国で実施されたものです。

平成30年7月豪雨 全国ため池被害 (単位：箇所)

	総 数	
	被害発生	防災重点ため池
決壊ため池	32	3
被害発生	4	1
人的被害発生	2	0

2 防災重点ため池

(単位：箇所)

	農業用ため池数	防災重点ため池数	
		新基準	旧基準
		島根県	5,014
出雲市	1,436	206	33
出雲地域	352	43	1
平田地域	674	85	15
斐川地域	147	28	7
佐田地域	149	22	3
多伎地域	76	15	3
湖陵地域	37	12	4
大社地域	1	1	0

【新基準】 全国で統一された基準

[定義] 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

[選定基準]

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

【旧基準】 全国で統一された基準はなし。島根県の基準は以下のいずれかに該当するため池

- ①老朽化が著しく全面改修が必要なため池（堤体が危険 かつ 洪水吐または取水施設が危険）
- ②貯水量5,000m³以上かつ被害戸数10戸以上のため池

3 今後の対応

(1) 県の対応

- ①防災重点ため池の位置情報を県ホームページで公開（6／14）
- ②防災重点ため池について、名称、位置、貯水量の情報を掲載した「ため池マップ」の作成・公表（年内目途）
- ③緊急連絡体制表の整備、ハザードマップの作成・公表（年度内目標）

(2) 市の対応

- ①防災重点ため池となった「ため池管理者」への連絡（～6／26）
- ②議会、該当地区の土木委員会および該当地区のコミュニティセンターへ概要を通知（6／26～）
- ③出雲市ホームページ、広報等で周知